

副本

令和4年(ネ)第287号 大垣警察市民監視国家賠償、個人情報抹消請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 [Redacted]

被控訴人兼控訴人 岐阜県

被控訴人 国

### 訴えの変更後の請求に対する答弁書

令和5年11月30日

名古屋高等裁判所民事第2部Cd係 御中

被控訴人国指定代理人

- 長尾武明
- 長尾正樹
- 木村美香
- 井澤雄介
- 高橋賢二
- 嶺翔士
- 天野豪
- 栗野将彰

## 目 次

第1	変更後の請求の趣旨に対する答弁	4
1	はじめに	4
2	主位的答弁（本案前の答弁）	5
3	予備的答弁（本案の答弁）	5
第2	本案前の答弁の理由	5
1	請求が特定されていない作為請求は不適法であること	5
2	原判決において訴え変更前の請求に係る訴えを不適法な訴えとして却下していること	6
3	一審原告らの請求は、変更後の請求の趣旨及び変更後の請求の原因によっても特定されていないこと	7
(1)	一審原告らの請求	7
(2)	主位的請求、予備的請求1及び2について	7
(3)	予備的請求3について	7
4	抽象的不作為請求に関する引用判例等の判示内容は、本件個人情報抹消請求には妥当しないこと	10
5	まとめ	11
第3	変更後の請求の原因（訴えの変更申立書の第2（3ないし21ページ）に対する認否	11
1	はじめに	11
2	被控訴人国の認否の骨子	13
3	「1 原判決」（訴えの変更申立書3ページ）について	14
4	「2 請求の趣旨の特定」について	14
5	「3 一審被告国の保有」について	15
6	「4 違法性」（同21ページ）について	16
7	「5 権利侵害」（同21ページ）について	16

第4	被控訴人国の反論	16
1	はじめに	16
2	一審原告らが抹消を求めている一審原告らに係る情報について、警察庁警備局が保有しているとの立証がなされていないこと	17
3	仮に、警察庁警備局が一審原告らの個人情報保有すると認定されたとしても、その抹消請求が認められるものではないこと	19
第5	結語	20

被控訴人国は、本書面において、訴えの変更申立書により変更された請求の趣旨（以下「変更後の請求の趣旨」という。）及び請求の原因（以下「変更後の請求の原因」という。）に対し、以下のとおり答弁等をする。

なお、原審における証人尋問における供述内容は、「〇〇証人調書〇ページ」として引用し、その他の略語は、本書面において新たに定義するほか、被控訴人国の従前の例による。

## 第1 変更後の請求の趣旨に対する答弁

### 1 はじめに

一審原告らの被控訴人国に対する請求は、原審においては、「被告国は、別紙物件目録2記載の情報を抹消せよ」というものであり、抹消の対象は原判決別紙2の物件目録2記載の各情報であった。

原判決は、主文第1項において、被控訴人（原審被告）国に対する上記請求に係る訴えを含む一審原告らの乙事件に係る訴えを全部却下した。

一審原告らは、訴えの変更申立書により、控訴の趣旨第3項及び第4項（被控訴人国に関係するのは第4項）のとおりに訴えを変更しており、請求の趣旨の文言としては「被控訴人国は、別紙物件目録2記載の情報を抹消せよ」というもので原審における請求と一見変わっていないが、抹消を求める物件目録2（訴えの変更申立書別紙2）の内容を変更したことにより、原審における請求は交換的に変更され、原判決主文第1項は当審における訴え変更により失効した。

一審原告らと被控訴人国との関係において、当審において審理の対象となるのは、変更後の請求の趣旨第4項に係る訴え（控訴審において交換的に変更された訴え）のみである。

そのうち、当該訴えにおける抹消の対象は、訴えの変更申立書別紙2の情報であり、①主位的請求としては、同別紙2の1ないし4の各(1)の各情報であり、②予備的請求1としては、同別紙2の1ないし4の各(2)記載の各情報で

あり、③予備的請求2としては、同別紙2の1ないし4の各(3)記載の各情報であり、④予備的請求3としては、同別紙2の1ないし4の各(4)記載の各情報である。

以上を前提に、後記2及び3のとおり、変更後の請求の趣旨について答弁する。

控訴審において訴えの交換的変更がされた場合の訴訟費用の負担については、旧訴は裁判によらないで完結したこととなるので、第1審の訴訟費用は訴訟費用額確定手続によって処理され、控訴審においては新訴に係る控訴費用のみについて裁判をするとの説と、新訴旧訴が連続するものとみて、変更後の新訴の判決で第1、2審の訴訟の総費用についての裁判をするとの説とがあるが(井上繁規・民事控訴審の判決と審理[第3版]292ページ、司法研修所編・民事第二審判決書について197及び198ページ)、後説によって答弁した。

## 2 主位的答弁(本案前の答弁)

- (1) 一審原告らの被控訴人国に対する本件訴えをいずれも却下する
- (2) 訴訟費用のうち、一審原告らと被控訴人国との間に生じた費用は、第1、2審を通じ、一審原告らの負担とするとの判決を求める。

## 3 予備的答弁(本案の答弁)

- (1) 一審原告らの被控訴人国に対する請求をいずれも棄却する
- (2) 訴訟費用のうち、一審原告らと被控訴人国との間に生じた費用は、第1、2審を通じ、一審原告らの負担とするとの判決を求める。

## 第2 本案前の答弁の理由

- 1 請求が特定されていない作為請求は不適法であること

原審における被控訴人（原審被告）国の答弁書（以下「原審被告国答弁書」という。）第2の1（3ページ）で述べたとおり、訴訟上の請求は、民事訴訟における審判の対象であり、請求は、被告にとっては最終的な防御の対象となるものであり、また、判決の既判力の客観的範囲を明確にするためのものであり、かつこれに対応する判決がなされた場合は、強制執行にまで至るものであるから、請求は、一義的に特定されていなければならない、ゆえに、訴状には、請求の趣旨及び請求の原因（請求を特定するのに必要な事実）を記載しなければならないとされているのである（民訴法133条2項2号、民事訴訟規則53条1項）。

そして、作為請求では、将来、請求認容判決を代替執行（民事執行法171条）又は間接強制（同法172条）の方法で執行し得る程度に、求められる行為を特定の表示しなければならず（兼子一ほか・条解民事訴訟法〔第2版〕761ページ）、請求の趣旨及び原因により請求が特定されていない場合には、当該訴えは、請求の特定を欠く不適法なものとして却下を免れない。

## 2 原判決において訴え変更前の請求に係る訴えを不適法な訴えとして却下していること

原判決は、「個人情報抹消請求は、被告らに対し、情報の抹消という作為を求めるものであるから、作為の対象が一義的に明確に特定される必要がある。即ち、原告において、抹消の対象となる情報を特定する必要があり、特定性を欠く請求に係る訴えは不適法であると解される。」とした上で、「原告らは、警察庁及び岐阜県警等が、原告らに関し収集し、保有した一切の情報の抹消を求めているが、警察庁及び岐阜県警等が収集し、保有している原告らの情報が特定されていない以上、乙事件の訴えに係る請求の内容では、被告らに対し求める作為の内容が特定されているということとはできない。」（原判決40ページ）と正当に判示した上で、一審原告らの個人情報抹消請求に係る訴えが特定性を欠く不適法なものであるとして却下した。

### 3 一審原告らの請求は、変更後の請求の趣旨及び変更後の請求の原因によっても特定されていないこと

#### (1) 一審原告らの請求

一審原告らは、訴えの変更申立書第2の2(2)(6ページ)において、「一審原告らは、個人情報の抹消請求に関する請求の趣旨について、別紙物件目録1及び同2として、主位的請求と予備的請求を整理したうえ、議事録の記載をもとに情報を具体的に特定した予備的請求3を追加した。」などと主張する。

しかしながら、一審原告らの請求は、変更後の請求の趣旨及び変更後の請求の原因によっても依然として特定されていない。以下、理由について詳述する。

#### (2) 主位的請求、予備的請求1及び2について

主位的請求、予備的請求1及び2については、一審原告らが、原判決で訴えを却下されたことにつき、「請求の趣旨は十分特定されていたと考えるが、なお念のため、別紙物件目録1及び同2(特に、予備的請求3)のとおり請求の趣旨を特定する」(訴えの変更申立書第2の1・3ページ)などと主張するとおり、訴えの変更前の請求、すなわち、原判決において特定性を欠く不適法なものとして判断されたものから、単に構成を並べ替えただけであり、依然として特定性を欠き、不適法であることに変わりはない。

#### (3) 予備的請求3について

予備的請求3については、一審原告らは、「議事録の記載をもとに情報を具体的に特定した」(訴えの変更申立書第2の2(2)・6ページ)などとして追加をするようであるが、本件議事録の記載をもとにしたとの点は、予備的請求1(議事録の発言内容から収集等していることが読み取れる個人情報)及び同2(議事録に現れている個人情報)と何ら変わるところはない(予備的請求1及び2については、原判決において情報が特定されていないと判断

された原判決物件目録2（別紙2）の記載と同様である。）。なお、一審原告らは、予備的請求3に特定性を認める根拠として、「予備的請求3において抹消を求める情報は、利用の時期及び態様によって特定されている。すなわち、大垣警察とシーテック社が第1回の情報交換を実施した2013年8月7日から第4回の情報交換を実施した2014年6月30日までの間に、大垣警察がシーテック社に提供した一審原告らの情報、及び、合計4回の情報交換によりシーテック社から得た一審原告らの情報である。」（訴えの変更申立書第2の2(2)・6ページ）などと主張するが、かかる主張は、これまでも（訴えの変更前から）繰り返し行われてきたものであって（訴状第2・4ないし6ページ、一審原告ら第10準備書面第2の2・5ページ、同第3・7及び8ページ）、予備的請求3に特化してなされたものでないことは明白である。

すなわち、訴えの変更によって、新たに追加された予備的請求3（議事録に直接記載されている個人情報）と予備的請求1及び2の差は、本件議事録に記載された文言を一言一句そのまま引用したか否かにすぎないのである。

その上で検討すると、被控訴人国の当審における答弁書（以下「被控訴人国答弁書」という。）第3の1(2)（4ページ）においても主張したとおり、原判決における「警察庁及び岐阜県警等が収集し、保有している原告らの情報が特定されていない（傍点は引用者による。）」（原判決40ページ）との判示部分は、訴状訂正申立書2別紙物件目録2の記載内容（訴え変更前の請求の趣旨）が、単に具体性を欠いているということだけをもって抹消の対象となる情報が特定されていないと判断したものではなく、一審原告らが、抹消の対象となる個別の情報を警察庁が保有していることについて具体的な立証をすることなく、さらに、当該情報の種類、性質、収集方法、保有の根拠や必要性、保有の態様などを問うことなく、一審原告らに関する情報の抹消を求めていることから、原判決において「警察庁及び岐阜県警等が収集し、

保有している原告らの情報が特定されていない以上、(中略)被告らに対し求める作為の内容が特定されているということとはできない。」(原判決40ページ)と判示しているのである。一審原告らは、これを正解せず、単に文言の具体性のみを追求して予備的請求3を追加したものと認められるのであるから、かかる訴え変更後の請求の趣旨によっても、請求の対象が特定されていないことは明らかである。

加えて、そもそも本件議事録は、シーテック社従業員が社内報告のために作成したものにすぎず、原審における証人尋問において、玉田は、本件議事録の作成経緯等について、「社内的なまとめであって、議事録自体が全部1から10まで大垣警察署で話したことを全部書いたわけじゃなしに、先ほど言ったようにインターネット等、落としたデータも貼ってありますし、今後どうやって進めたいかっていう私どもの意向も含めて議事録として作ってあります」(玉田証人調書25ページ)、「メモ用紙とかそういうのに走り書きで自分の覚えられる範ちゅうでメモった」(同16ページ)と証言していること、意見交換に参加し、本件議事録の決裁に関与したとされる加藤は、本件議事録の記載内容の正確性について問われると、「玉田が書いた議事録なので、多少アレンジはしているところもある」(加藤証人調書23ページ)と証言していること、さらに、一審原告らも「議事録記載の情報は、正確とはいえない情報も含まれている」(原告ら第15準備書面第1の1・4ページ)と指摘していることなどからすれば、本件議事録に記載されている当事者の発言内容について正確性や信ぴょう性を認めることはできない。

したがって、そのような本件議事録に文言として直接記載されているかどうかは、抹消請求の対象となる情報の特定性という観点において、何ら意味をなすものではない。

以上のとおり、一審原告らは、抹消請求の対象となる情報の特定性という観点において何ら意味をなさない本件議事録に依拠し、単に文言の具体性の

みを追求して予備的請求3を追加したものと認められるから、かかる訴え変更後の請求の趣旨によっても、請求の対象が特定されていないことは明らかである。

#### 4 抽象的不作為請求に関する引用判例等の判示内容は、本件個人情報抹消請求には妥当しないこと

一審原告らは、公害や生活妨害の差止めに係る抽象的不作為請求に関する裁判例等を引用し、「これらの裁判例は抽象的不作為請求に関するものであるが、抽象的不作為請求と個人情報抹消請求のいずれにおいても、①被告に対して何らかの給付を求めること（給付の訴え）、②被告がどのような方法を講じるのかは重要なものではなく結果の実現が重要なものであることからすると、抽象的不作為請求の議論は本件情報抹消請求においても妥当する」などと主張する（訴えの変更申立書第2の2(1)エ・5ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、一審原告らの主張は、抽象的不作為請求と、本件のような情報抹消請求の本質的な違いを理解せず、引用裁判例等の判示内容を恣意的に拡大解釈して、本件情報抹消請求に当てはめようとするものであって、失当であることは明らかである。

まず、抽象的不作為請求とは、公害や生活妨害の差止めの場合に、その発生の原因たる企業活動（作為）自体を禁止しなくとも、原告に対する一定の侵害の結果（一定値以上の騒音・振動の到達など）さえ生じなくすれば、原告の救済は実現されるから、特定の作為の禁止あるいは侵害の結果発生を防止すべき特定の作為の実施を求めることなく、単に一定の侵害の結果を発生させることの禁止を求めることであるところ、この種の権利侵害にあつては、侵害結果を排除する手段は複数あり（例えば、鉄道の騒音公害であれば、減速する、レールに防音装置を取り付ける、防音壁を立てるなど）、そのいずれをとるかは被告に選択させるほうが、被告にとっても経済的な負担が軽く、原告にとっても実効的結果を得られることが多いとされている（兼子ほか・前掲条解民事訴訟

法755ページ)。

これらの抽象的不作為請求の性質や、一審原告らが引用する裁判例等の判示内容からすれば、一審原告らが主張する「被告が行うべき内容を具体的に特定していなくとも請求の特定が認められている」とは、「抽象的不作為請求において被告に行わせるべき侵害結果を排除するための手段の特定」を指すものであることは明らかである。

このことは、仮に、本件のような情報抹消（作為）請求において、原告が抹消すべき対象（情報）を一義的に特定することなく、被告において何の情報を抹消し、又は抹消せざるべきかを選択的に判断させるということになれば、原告の救済が実現されることになどなり得るはずがないし、前記1で述べたとおり、請求認容判決を代替執行又は間接強制の方法で執行することなど不可能であることからしても明白である。

したがって、抽象的不作為請求の裁判例等を引用した上で、本件においても作為の対象を一義的に明確に特定する必要はないなどとする一審原告らの主張は失当である。

## 5 まとめ

以上のとおり、一審原告らの被控訴人国に対する訴えは、変更後の請求の趣旨及び変更後の請求の原因によっても、いずれも請求が特定されておらず、不適法であるから、速やかに却下されるべきである。

## 第3 変更後の請求の原因（訴えの変更申立書の第2（3ないし21ページ）に対する認否

### 1 はじめに

被控訴人国の令和5年9月15日付け訴えの変更申立てに対する意見書第2の1（3ページ）でも述べたとおり、訴え却下判決に対する控訴審の審判の対象は、訴え却下の当否に限られ、請求の当否を問題にしないのが原則である。

すなわち、訴えについて訴訟要件が欠缺している場合には、理論的には請求の当否について審理判断をすることなく、訴えを不適法として却下すべきであるから、第一審裁判所が訴えを不適法として却下した場合には、請求の当否について審理されていない。したがって、訴えを不適法として却下した第一審裁判所の判決を不当であるとして、控訴裁判所がこれを取り消す場合に、自ら直ちに請求の当否についての審理に入るとすれば、このような審理では、殊に証拠調べが、控訴審で初めてされ、かつ控訴審のみで終わってしまい、事実審の審理は第一審級のみという結果になる。このことは、事実審を二審級とする現行上訴制度の構造の下では、事実審理の二審制についての当事者の利益（審級の利益）を侵害する。そこで、民訴法307条は、こうした場合には原則事件を第一審裁判所に差し戻されなければならないとしているのである。（秋山幹男ほか・コンメンタール民事訴訟法VI234ページ）

なお、控訴裁判所は、第一審裁判所が訴えを不適法として却下した場合でも、事件につき更に弁論をする必要がないときは、第一審裁判所に差し戻すことなく、自ら、本案判決をすることが許される（民訴法307条ただし書）。しかしながら、訴えを不適法として却下する第一審判決に対し原告のみから控訴があった場合に、控訴裁判所が、審理の結果、訴えは適法であって原判決は不当であるが、本案請求は棄却すべきであると判断したときでも、原判決を取り消して請求棄却の判決をすることは、棄却判決は、却下判決よりも、その既判力の範囲において原告に不利益であるから、控訴人の申し立てた範囲外の不利益な判決をすることになって許されない（したがって、控訴棄却にとどめるべきである）とするのが判例である（最高裁昭和60年12月17日第三小法廷判決・民集39巻8号1821ページ等、秋山ほか・前掲コンメンタール民事訴訟法VI241ページ）。また、当事者間で事実関係に争いがなく、第一審手続において相当の審理が尽くされ、相手方の同意があるときには、審級の利益を侵害するおそれがないとして、第一審判決を取り消した上で実体判決をしてい

る下級審の裁判例もあり、最高裁判所の裁判例でも、このような取扱いを是認したものもあるし、その旨を判示している例もある（最高裁昭和56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672ページ、秋山ほか・前掲コンメンタール民事訴訟法VI239及び240ページ）。

しかしながら、上記意見書第2の2（3ないし8ページ）で詳細に述べたとおり、本件は、原審で事実関係の審理を遂げたとはいえ、被控訴人国も審級の利益を侵害されることについて強く異議を述べているから、民訴法307条ただし書を適用して第一審判決を取り消した上で実体判決をすることが許される事案ではなかった。

そして、却下判決に対する控訴審において却下された原審における訴えに係る請求についての実体判断が許されない場合に、控訴審において交換的に変更した訴えに係る請求についての実体判断をすることはなおさら許されないというべきであるから、被控訴人国は、当審において、変更後の請求の原因に対する認否をする必要を認めない。

以上のとおり、被控訴人国は、当審において変更後の請求の原因に対する認否をする必要を全く認めないが、貴裁判所の指揮に反して同認否をしなかった場合、これを予想外の形で不利益に取り扱われるおそれが否定できないから、やむを得ず、同認否をすることとする。

## 2 被控訴人国の認否の骨子

原審被告国第4準備書面第2の1（2及び3ページ）で述べたとおり、一審原告らが、警察庁警備局が保有すると主張する個人に関する情報については、その情報の内容、性質に照らせば、その存否を答えること自体によって、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かが明らかとなり、その結果、特定の個人はもとより、その他、広く犯罪行為を企てている者において、その活動を潜在化、巧妙化するなどの回避措置等が図られるおそれがあるなど、今後の警察の情報収集活動自体が困難になるばかりか、公共の安全と秩序の維

持に支障を及ぼすおそれがあることから、個別に認否しない。

### 3 「1 原判決」(訴えの変更申立書3ページ)について

原判決が、一審被告県及び一審被告国に対する個人情報抹消請求について、抹消の対象となる情報が特定されていないとして一審原告らの訴えを却下したとの点は認め、原判決の判断が不当であり請求の趣旨が十分特定されているとの点は争い、その余は認否の要を認めない。

### 4 「2 請求の趣旨の特定」について

#### (1) 「(1) 求められる特定の程度」について

ア 「ア 抽象的不作為請求の議論が個人情報抹消請求にも妥当すること」  
(同3ページ)について

争う。

イ 「イ 抽象的不作為請求に関係する判例、裁判例の内容」及び「ウ 被告のなすべき内容が明らかであれば十分であり、作為の対象を一義的に明確に特定する必要はないこと」(同3ないし5ページ)について

最高裁判所平成5年2月25日第一小法廷判決(集民167号下359ページ)、大阪高等裁判所平成4年2月20日判決(最高裁判所民事判例集49巻7号2409ページ)、神戸地方裁判所平成12年1月31日判決(判例タイムズ1031号91ページ)に、一審原告らが引用する記載部分があることは認める。

ウ 「エ 上記の裁判例は本件にも妥当する」(同5及び6ページ)について

争う。

#### (2) 「(2) 情報の特定」について

ア 「ア」(同6ページ)について

争う。

イ 「イ 利用の時期及び態様による特定」(同6及び7ページ)について

一審原告らが警察庁警備局が保有すると主張する個人に関する情報に係る事項は、前記2で述べた理由により、認否しない。

予備的請求3において抹消を求める情報は、利用の時期及び態様によって特定されているとの主張は、争う。

ウ 「ウ 評価的情報も抹消の対象となる情報として特定されている」(同7ページ)について

原判決26ページに一審原告らが指摘する記載があることは認め、主張は争う。

(3) 「(3) 小括」(同7ページ)について

争う。

5 「3 一審被告国の保有」について

(1) 柱書(同7ページ)について

前記2で述べた理由により、認否しない。

(2) 「(1) 国家警察である」(同7ないし9ページ)について

一審原告らが警察庁警備局が保有すると主張する個人に関する情報に係る事項は、前記2で述べた理由により、認否しない。

宮内裕が挙げるとする部分は、その趣旨が判然としないが、杉村敏正・宮内裕・岡崎万寿秀共編・戦後秘密警察の実態(一審原告らの2022(令和4)年12月28日付け控訴第3準備書面第6の1(3)(19ページ)において引用する書籍)に関する記載と解した上で、同書籍におおむね一審原告らが引用する記載があるとの限りで認め、その余の主張は争う。

(3) 「(2) 大衆運動を敵視している」(同9ないし18ページ)について

警察庁警備局の刊行物である「治安の回顧と展望」の平成25年度版及び平成26年度版に、一審原告らが引用する記載があることは認め、その余の主張は争う。

(4) 「(3) 地方自治体警察との間で大衆運動の動向を情報共有している」(同

18ないし20ページ) について

一審原告らが警察庁警備局が保有すると主張する個人に関する情報に係る事項は、前記2で述べた理由により、認否しない。

その余の主張は争う。

(5) 「(4) ことさら個人に着目した情報も共有している」(同20ページ) について

一審原告らが警察庁警備局が保有すると主張する個人に関する情報に係る事項は、前記2で述べた理由により、認否しない。

その余の主張は争う。

(6) 「(5) データベースにより情報の共有は容易である」(同20ページ) について

一審原告らの個人情報保有等に関する事項は、前記2で述べた理由により、認否しない。

その余の主張は争う。

(7) 「(6) 小括」(同20及び21ページ) について

一審原告らが警察庁警備局が保有すると主張する個人に関する情報に係る事項は、前記2で述べた理由により、認否しない。

6 「4 違法性」(同21ページ) について

争う。

7 「5 権利侵害」(同21ページ) について

争う。

#### 第4 被控訴人国の反論

1 はじめに

前記第2で述べたとおり、一審原告らの被控訴人国に対する訴えは、変更後の請求の趣旨及び変更後の請求の原因によっても請求が特定されておらず、不

適法であるから、速やかに却下されるべきである。

そして、前記第3の1で述べたとおり、被控訴人国は、当審において本案の審理をする必要性を認めないが、仮に本案の審理がされるとしても、原審被告国第5準備書面第2ないし第6（3ないし9ページ）で主張したとおり、一審原告らの被控訴人国に対する請求は理由がないから速やかに棄却されるべきである。

以下、訴えの変更申立書における一審原告らの主張を踏まえ、必要と認める範囲で主張を整理、補充する。

## 2 一審原告らが抹消を求めている一審原告らに係る情報について、警察庁警備局が保有しているとの立証がなされていないこと

(1) 一審原告らは、本件議事録（甲第1号証）を根拠として、岐阜県警察及び警察庁警備局が一審原告らの情報を保有していると主張する。

しかしながら、前記第2の3で述べたとおり、本件議事録は、岐阜県警察において作成したものではなく、シーテック社従業員が社内報告のために作成したものにすぎず、作成等に関与したシーテック社従業員による作成の意図や経緯に関する証言等からすれば、本件議事録に記載されている当事者の発言内容について正確性・信ぴょう性は認められないのであるから、本件議事録に発言内容が記載されていることをもって、岐阜県警察及び警察庁警備局が同発言内容に係る情報を保有している根拠とはなり得ない。

また、一審原告らは、本件議事録において、シーテック社側の発言内容として記載されている事項についてまで、岐阜県警察及び警察庁警備局が保有していると主張しているが、ある情報に接したとしても、その情報を保有するかどうかは次元の異なる問題であって、必要な情報ではないものと判断して保有しない場合も当然にあり得るのであるから、かかる本件議事録の記載については、岐阜県警察及び警察庁警備局が上記発言内容に係る情報を保有している根拠とはなり得ない。

(2) 一審原告らは、警察組織は中央集権化が制度として保障されており、都道府県警察の警備課が警察庁警備局の指揮命令に服し、その職務について警察庁警備局に逐次報告しているから、一審原告らの情報を警察庁警備局が保有しているなどと主張する（訴えの変更申立書第2の3(1)・7ないし9ページ）。

しかしながら、一審原告らは、特定の著者による書籍の一部分を引用して主張しているところ、その引用部分をみても、「警察特権官僚の制度化」であるとか、「警備警察は中央的統制を容易にする制度保障が与えられた」などと、警察法の解釈について著者の個人的見解が多分に含まれており、そのような書籍の引用は、警察組織を論じる根拠としては不相当といわざるを得ない。さらに、一審原告らは、引用書籍を根拠として、「都道府県警察の警備課が警察庁警備局の指揮命令に服し、その職務について警察庁警備局に逐次報告していることは明らかである。」などと主張するが（訴えの変更申立書第2の3(1)・8及び9ページ）、そのようなことは引用書籍（個人的見解）においても記載されておらず、そのように解することすらできないのであるから、いずれにしても、一審原告らの主張は根拠のない独自の見解といわざるを得ず、理由がない。

この点、都道府県警察は、収集した情報の全てを警察庁に報告しているわけではないから、仮に、ある情報について都道府県警察における保有事実が認められたからといって、直ちに同一の情報を警察庁警備局が保有しているとはならないことは、原審被告国第5準備書面第2（3及び4ページ）で主張したとおりである。

(3) 一審原告らは、警察庁警備局の刊行物である「治安の回顧と展望」に、全国各地の大衆運動の動向等が掲載されていることを捉え、近年、警察庁警備局が、大衆運動を敵視し、全国の動向を注視していることから、一審原告らの情報を警察庁警備局が保有しているなどとも主張する（訴えの変更申立書

第2の3(2)ないし(4)・9ないし20ページ)。

しかしながら、警察庁警備局が大衆運動を敵視しているとの主張は、一審原告らの単なる憶測にすぎず、「治安の回顧と展望」においてもそのような記載は認められないのであるから、一審原告らの主張は前提を欠いている。

この点をおくとしても、大衆運動については、それがどのような運動であっても、これに関連して違法行為が発生し、又は発生するおそれのある場合には、警察として、公共の安全と秩序の維持に当たるという責務を遂行するために、これに必要な関心を払い、犯罪や事故の未然防止のための措置や違法行為発生時の捜査等の必要な措置を講じているところ、前記(2)でも述べたとおり、このことから直ちに警察庁警備局が一審原告らの情報を保有しているということにはなり得ないのであるから、一審原告らの主張は論理の飛躍というほかなく、理由がない。

(4) 以上のとおり、警察庁警備局が一審原告らに係る情報を保有していることに関する主張はいずれも理由がなく、かかる主張を裏付ける十分な立証がされているとはいえないのであるから、一審原告らの被控訴人国に対する抹消請求を認める余地はない。

3 仮に、警察庁警備局が一審原告らの個人情報と認定されたとしても、その抹消請求が認められるものではないこと

(1) 前記第3の2で述べたとおり、被控訴人国は、一審原告らが警察庁警備局が保有すると主張する個人に関する情報について個別に認否しない。

(2) 仮に、これらの情報を警察庁警備局が保有していると認定されたとしても、その抹消請求が認められるものではない。

すなわち、原審被告国第1準備書面第4の2(2)(10及び11ページ)で述べたとおり、プライバシーに関わる事項について、人格権に基づく抹消請求を認め得る余地があるとしても、一般に、国や公共団体は、その行政目的を達成するため、法令の範囲内において、情報を収集し、収集した情報を

保管、利用し、抹消する権能を有しており、当該情報が個人の肖像権やプライバシーに関わるからといって、当然に人格権に基づく抹消請求が認められるものではないから、国又は公共団体の保有する個人に関する情報の収集手続に違法があり、国又は公共団体が当該情報の保管、利用を継続することが社会通念上許容されないと認められる場合に限り、当該個人は、人格権に基づき、当該情報の抹消を請求することができるかと解すべきであり（東京地裁平成25年5月28日判決・判例地方自治379号57ページ）、当該情報の収集手続に係る違法性、それに続く保管、利用を継続することが社会通念上許容されないと認められる場合かどうかの立証責任は一審原告らにある。

そして、平成28年仙台高裁判決も正当に判示するとおり、行政機関が行う情報収集活動について、常に個々の法律上の明文規定が必要とまでは解されないのであって、収集の対象となる情報に個人に関する情報が含まれるとしても、そのゆえをもって直ちに個人の人格に関する権利利益が侵害されたということとはできず、その法令上の根拠が明らかでないからといって、直ちに、その収集行為が当該個人に対する関係で違法であるということとはできない。

- (3) これを本件についてみると、一審原告らは、警察庁警備局が保有するという一審原告らの個人情報のうち、違法に収集したものが何であるのか、その情報をどのように収集したのか、いかなる理由でその収集が違法といえるのかを具体的に主張せず、また、一審原告らの個人情報の収集手続に係る違法性を何ら立証せず、警察庁警備局による一審原告ら個人情報の保有が違法であるとして、情報の抹消を求めているのである（原判決34ページ参照）。

そうすると、一審原告らの請求はいずれも理由がなく、一審原告らの抹消請求を認める余地はない。

## 第5 結語

以上のとおり、一審原告らの被控訴人国に対する変更後の請求の趣旨に係る訴えは不適法であるから、速やかに却下されるべきであるが、仮に本案に関する審理がなされたとしても、一審原告らの被控訴人国に対する請求は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上